

壬生町広告事業掲載基準

平成21年 2月13日
告示 第9号

(趣旨)

第1条 この基準は、壬生町有料広告事業実施要綱（平成21年壬生町告示第8号。以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、広告媒体に掲載できる広告に関する基準を定めるものとする。

(広告事業に関する基本的な考え方)

第2条 壬生町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

(業種又は業者の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種または業者に係る広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (3) たばこに係わるもの
- (4) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の事業者
- (7) 町の指名停止措置を受けているもの
- (8) 町税又は水道料金等の町の公共料金の滞納があるもの
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(広告内容の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品その他掲載することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - カ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - キ 宗教団体による布教活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

ク 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの

ケ 社会的に不適切なもの

コ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び防止拡大の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合には、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 次に掲げる美観風致を害するおそれのあるもの

ア 会社名、商品名を著しく繰り返すもの

イ 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの

ウ 著しくどぎつい、くどい等、デザイン性の劣るもの

エ 景觀と著しく違和感があるもの、又は意味不明なもの

オ 体の一部を強調するもの

カ その他美観風致を害するおそれがあるもの

(WE Bページに関する基準)

第5条 WE Bページへの広告に関しては、WE Bページに掲載する広告だけではなく、当該広告がリンクしているWE Bページの内容についてもこの基準を適用する。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第6条 具体的表示内容等については、掲載の都度、次の項目について検討し、判断することとする。医療、老人保健施設、選挙、墓地等に関する表示内容及び消費者関連法

に基づく表示基準については、当該広告を所管する課長が関係法令等の所管課長に対し、法令等で定めた内容に違反している事項がないか確認する。判断した上で、内容の訂正・削除が必要な場合には広告主に依頼することとする。広告主は正当な理由がある場合以外は訂正、削除等に応じなければならない。

2 人材募集広告

- (1) 人材募集にみせかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。
- (2) 人材募集にみせかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的にしているものは掲載しない。

3 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

4 学習塾・予備校等(専門学校を含む)

合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。

5 資格講座

- (1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示すること。
- (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格がとれるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。
- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

6 病院、診療所、助産所

- (1) 医療法第69条又は第71条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (2) 不明な点は、民生部健康福祉課に確認する。

7 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)

- (1) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第25条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (2) 不明な点は、民生部健康福祉課に確認する。

8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。

9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。

10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

- (1) サービス全般(老人保健施設を除く)
 - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、

誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表現は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

(2) 有料老人ホーム

(1) に規定するもののほか

ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項は遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成 16 年度公正取引委員会告示第 3 号）に抵触しないこと。

(3) 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

11 墓地等

町長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

12 不動産業

(1) 不動産業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号を明記する。

(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。

13 弁護士、税理士、公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。

14 旅行業

(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。

(2) 不当表示に注意する。

15 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

16 古物商・リサイクルショップ等

(1) 営業形態に応じて、必要な法令に基づく許可等を受けていること。

(2) 一般廃棄物処理業に係る許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

17 募金等

(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

(2) 下記の趣旨を明確に表示すること。

「〇〇募金は、知事の許可を受けた募金活動です。」等

18 ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

19 規制業種の企業による規制業種の関するもの以外の内容の広告

本基準第3条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

20 その他、表示について注意を要すること

(1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

(2) 比較広告(根拠となる資料が必要)

主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とする。また法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

(5) 肖像権、著作権

無断使用がないかを確認する。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現に注意(公正取引委員会に確認の必要あり。)

(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告

(8) アルコール飲料

(個別の基準)

第7条 この基準に定めるもののほか、広告事案の性質に応じて、広告内容等に関する個別の基準が必要な場合は、別途作成するものとする。

附 則

(適用期日)

1 この基準は、平成21年 4月 1日から適用する。